

消 防 特 第 224 号  
20211116 保 局 第 1 号  
令 和 3 年 11 月 25 日

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長  
( 公 印 省 略 )  
経済産業省産業保安グループ  
高圧ガス保安室長  
( 公 印 省 略 )

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について (通知)

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 (令和3年政令第314号) 及び石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件 (令和3年総務省・経済産業省告示第7号) が本日公布され、石油コンビナート等特別防災区域の変更が行われました。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市区町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令要綱

第一 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこと。（本則関係）

第二 石油コンビナート等特別防災区域のうち、川内地区についてその指定を解除するとともに、大阪北港地区等について区域の縮小を行うこと。（別表関係）

第三 この政令を公布の日から施行すること。（附則第一項関係）

第四 罰則の適用について所要の経過措置を定めること。（附則第二項関係）

第五 広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行うこと。（附則第三項関係）

政令第三百十四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和二年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

別表第三十七号中「西九条七丁目、」を削り、「から島屋三丁目まで」を「島屋二丁目」に改め、同表第四十一号口中「金沢町、尾上町池田字美サシ、字池田開拓及び字栄へ並びに尾上町養田字養田開拓」を「並びに金沢町」に改め、同表中第五十二号ハ(3)及び第七十一号を削り、第七十一号の二を第七十一号とし、第七十一号の三を第七十一号の二とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第十一地区の項中「別表第七十一号、第七十二号」を「別表第七十二号」に改める。

## 理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、川内地区についてその指定を解除するとともに、大阪北港地区等について区域の縮小を行う等の必要があるからである。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文	
○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）	1
○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）	4

改 正 案	現 行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和三年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一～三十六 (略)</p> <p>三十七 大阪北港地区</p> <p>大阪府大阪市此花区春日出南三丁目、島屋四丁目、北港一丁目、北港二丁目、梅町一丁目及び梅町二丁目の区域 <u>同区</u></p> <p>西島五丁目、春日出中三丁目、島屋一丁目、<u>島屋二丁目</u>、島屋五丁目、島屋六丁目、桜島二丁目及び桜島三丁目</p> <p>丁目の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>三十八～四十 (略)</p> <p>四十一 東播磨地区</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 兵庫県加古川市別府町西脇字新田の区域 <u>同市別府町西脇字川中、字泓及び字皆作、別府町西脇三丁目並びに金沢町</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>の区域のうち主務大臣の定める区域</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和二年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一～三十六 (略)</p> <p>三十七 大阪北港地区</p> <p>大阪府大阪市此花区春日出南三丁目、島屋四丁目、北港一丁目、北港二丁目、梅町一丁目及び梅町二丁目の区域 <u>同区西九条七丁目</u>、西島五丁目、春日出中三丁目、島屋一丁目から島屋三丁目まで、島屋五丁目、島屋六丁目、桜島二丁目及び桜島三丁目</p> <p>丁目の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>三十八～四十 (略)</p> <p>四十一 東播磨地区</p> <p>イ 兵庫県加古郡播磨町宮西二丁目、宮西字古河、字川田及び字ヤシキ並びに本荘字宮ノ東の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>ロ 兵庫県加古川市別府町西脇字新田の区域 <u>同市別府町西脇字川中、字泓及び字皆作、別府町西脇三丁目、金沢町、尾上町池田字美サシ、字池田開拓及び字栄へ並びに尾上町養田字養田開拓の区域のうち主務大臣の定める区域</u></p> <p>ハ 兵庫県高砂市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 高砂町宮前町及び相生町の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>(2) 荒井町新浜二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域</p>

四十二～五十一 (略)  
五十二 岩国・大竹地区  
イ・ロ (略)

ハ 山口県岩国市の区域のうち次の区域  
(1)・(2) (略)

(削る)

五十三～七十 (略)  
(削る)

七十一 (略)

七十一の二 (略)

(3) 梅井五丁目及び梅井六丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

(4) (1)から(3)までの区域に介在する道路の区域

四十二～五十一 (略)  
五十二 岩国・大竹地区

イ 広島県大竹市の区域のうち次の区域

(1) 明治新開及び東栄三丁目の区域

(2) 御幸町、東栄一丁目及び東栄二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ 山口県玖珂郡和木町和木五丁目及び和木六丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

ハ 山口県岩国市の区域のうち次の区域

(1) 装束町一丁目、装束町六丁目及び新港町四丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 飯田町一丁目から飯田町三丁目まで及び日の出町の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) 灘町及び藤生町一丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

五十三～七十 (略)  
七十一 川内地区

鹿児島県薩摩川内市港町字唐山及び字京泊の区域のうち主務大臣の定める区域

七十一の二 串木野地区

鹿児島県いちき串木野市大字荒川字岩坂、字落シ、字梅越及び字攻口の区域 同市大字荒川字小山、字小山ノ前、字愛宕平、字平木場、字柳ヶ本及び字焼蒔ヶ迫、深田下、野元並びに西薩町の区域のうち主務大臣の定める区域

七十一の三 鹿児島地区

鹿児島県鹿児島市谷山港一丁目及び谷山港三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

七十二〜七十五  
(略)

七十二〜七十五  
(略)

改正案								現行							
別表第三（第二十二条関係）								別表第三（第二十二条関係）							
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分	第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区域	区域令別表第三十二号、第三十五号及び第三十六号に掲げる地区の区域	区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域	区域令別表第十九号、第二十号及び第三十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第十五号及び第十六号に掲げる地区の区域	区域令別表第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域	区域令別表第四号の三及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域	区域

区 第十二地	区 第十一地	第十地区	第九地区	第八地区
(略)	区域令別表 号の二に掲げる地区の区域 第七十二号及び第七十二	(略)	(略)	(略)

区 第十二地	区 第十一地	第十地区	第九地区	第八地区
区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地区の区域	区域令別表第七十一号、第七十二号及び第七十二号の二に掲げる地区の区域	区域令別表第五十号から第五十五号まで及び第七十号に掲げる地区の区域	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号までに掲げる地区の区域	区域令別表第三十八号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる地区の区域

○ 総務省 告示第七号  
経済産業省

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年  
通商産業省 告示第一号）  
自治省

の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年十一月二十五日

総務大臣 金子 恭之

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

〔一〇十三 略〕  
十四 鹿島臨海地区

〔イ 略〕

口 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地七まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地九まで、十四番地一から十四番地八まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十二まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三から二十二番地二十五まで、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔十五〇二十二 略〕

二十三 直江津地区

新潟県上越市の次の区域

(1) 大字黒井二千八百八十五番地の一及び二千八百八十八番地の一、大字黒井字青山二千二百九十五番地の一から二千三百三十番地の六まで、二千三百三十番地の十、二千三百三十番地の十一及び二千九百十番地から二千九百十四番地まで、字上町千九百二十六番地から千九百四十九番地まで及び千九百五十一番地の一から千九百五十一番地の三まで、字洞仙野三百四十一番地、三百四十二番地、三百四十五番地から三百四十七番地まで、三百五十五番地から三百五十四番地の四まで及び三百五十七番地の二から三百六十三番地の十一まで、字千城二百四十番地、二百四十番地の二、二百四十番地の三、二百四十四番地の二から二百四十五番地の三まで、二百四十九番地の二から二百五十番地の五まで、二百五十一番地の一、二百五十三番地の二から二百八十番地の十まで、二百八十二番地の二から二百九

〔一〇十三 同上〕  
十四 鹿島臨海地区

〔イ 同上〕

口 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地七まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地九まで、十四番地一から十四番地八まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十二まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三、二十二番地二十四、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔十五〇二十二 同上〕

二十三 直江津地区

新潟県上越市の次の区域

(1) 大字黒井二千八百八十五番地の一及び二千八百八十八番地の一、大字黒井字青山二千二百九十五番地の一から二千三百三十番地の六まで及び二千九百十番地から二千九百十四番地まで、字上町千九百二十六番地から千九百四十九番地まで及び千九百五十一番地の一から千九百五十一番地の三まで、字洞仙野三百四十一番地、三百四十二番地、三百四十五番地から三百四十七番地まで、三百五十五番地から三百五十四番地の四まで及び三百五十七番地の二から三百六十三番地の十一まで、字千城二百四十番地、二百四十番地の二、二百四十番地の三、二百四十四番地の二から二百四十五番地の三まで、二百四十九番地の二から二百五十番地の五まで、二百五十一番地の一、二百五十三番地の二から二百八十番地の十まで、二百八十二番地の二から二百九十二番地の六まで、二百九十六番地、二百九十七番





八番地の十三、三千六百四十八番地の十四、三千六百四十番地の一、三千六百四十七番地、三千六百五十一番地の一、三千六百六十八番地、三千六百六十九番地及び三千六百七十三番地から三千六百七十六番地までの区域並びに当該区域に介在する道路及び鉄道敷の区域

〔2〕略

〔二十四〕三十六 略

三十七 大阪北港地区

大阪府大阪市此花区西島五丁目十一番及び西島五丁目のうち淀川に隣接する道路、春日出中三丁目百四十七番の二、百五十一番の三、百五十一番の六から百五十一番の八まで、百五十一番の二十三、百五十一番の二十六から百五十一番の三十まで、百五十一番の三十二、百五十一番の四十三、百五十一番の四十九、百五十一番の五十、百五十一番の五十三、百五十一番の五十四から百五十一番の五百四十六まで、百五十一番の五百四十七、百五十一番の五百六十三から百五十一番の五百六十六まで、百九十九番の二、百九十九番の三、二百七十八番の三、三百五十番の一、三百五十番の二、三百八十九番の一及び四百八十五番、島屋一丁目（準工業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。以下同じ。）を除く。）、島屋二丁目（準工業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。以下同じ。）を除く。）、島屋三丁目（準工業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。以下同じ。）を除く。）、島屋四丁目（準工業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。以下同じ。）を除く。）、島屋五丁目（準工業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。以下同じ。）を除く。）、島屋六丁目（商業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。以下同じ。）及び準工業地域を除く。）、桜島二丁目（準工業地域を除く。）、桜島三丁目一及び二番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔三十八〕四十 略

四十一 東播磨地区

〔イ〕略

兵庫県加古川市別府町西脇字川中三十五番一、三十五番二、三十五番四から三十五番七まで、三十六番一から三十六番九まで、三十七番一から三十七番七まで、三十八番、三十九番一、三十九番三、三十九番四、四十番一、四十番三、四十番四、四十一番、四十二番一、四十二番二、四十八番一、四十八番二、四十九番一、四十九番二、五十番から五十三番まで、五十四番一から五十四番八まで、五十五番一から五十五番九まで、五十六番一から五十六番四まで、五十七番一から五十七番四まで、五十八番一から五十八番六まで、五十九番一、五十九番八、六十番及び六十一番、字泓二十四番六から二十四番九まで、三十番三から三十番五まで、三十番七、三十番八、三十一番三及び三十一番八並びに字皆作六十四番二及び六十四番七、別府町西脇三丁目十八番一、十八番三、二十二番一及び二十二番二並びに金沢町一番から三番まで、六番から八番まで、三十二番、三十三番、三十八番、三十九番、四十番三、四十三番及び四十八番の区域

四十番地の一、三千六百四十七番地、三千六百五十一番地の一、三千六百六十八番地、三千六百六十九番地及び三千六百七十三番地から三千六百七十六番地までの区域並びに当該区域に介在する道路及び鉄道敷の区域

〔2〕同上

〔二十四〕三十六 同上

三十七 大阪北港地区

大阪府大阪市此花区西九条七丁目一番及び二番、西島五丁目十一番及び西島五丁目のうち淀川に隣接する道路、春日出中三丁目百四十七番の二、百五十一番の三、百五十一番の六から百五十一番の八まで、百五十一番の二十三、百五十一番の二十六から百五十一番の三十まで、百五十一番の三十二、百五十一番の四十三、百五十一番の四十九、百五十一番の五十、百五十一番の五十三、百五十一番の五十四から百五十一番の五百四十六まで、百五十一番の五百四十七、百九十九番の二、百九十九番の三、二百七十八番の三、三百五十番の一、三百五十番の二、三百八十九番の一及び四百八十五番、島屋一丁目（準工業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。以下同じ。）を除く。）、島屋二丁目（準工業地域を除く。）、島屋三丁目（準工業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。以下同じ。）を除く。）、島屋四丁目（準工業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。以下同じ。）を除く。）、島屋五丁目（準工業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。以下同じ。）を除く。）、島屋六丁目（商業地域（都市計画法第八条第一項に規定する地域をいう。以下同じ。）及び準工業地域（四十番の一を除く。）、桜島二丁目（準工業地域を除く。）、桜島三丁目一及び二番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔三十八〕四十 同上

四十一 東播磨地区

〔イ〕同上

兵庫県加古川市別府町西脇字川中三十五番一、三十五番二、三十五番四から三十五番七まで、三十六番一から三十六番九まで、三十七番一から三十七番七まで、三十八番、三十九番一、三十九番三、三十九番四、四十番一、四十番三、四十番四、四十一番、四十二番一、四十二番二、四十八番一、四十八番二、四十九番一、四十九番二、五十番から五十三番まで、五十四番一から五十四番八まで、五十五番一から五十五番九まで、五十六番一から五十六番四まで、五十七番一から五十七番四まで、五十八番一から五十八番六まで、五十九番一、五十九番八、六十番及び六十一番、字泓二十四番六から二十四番九まで、三十番三から三十番五まで、三十番七、三十番八、三十一番三及び三十一番八並びに字皆作六十四番二及び六十四番七、別府町西脇三丁目十八番一、十八番三、二十二番一及び二十二番二、金沢町一番から三番まで、六番から八番まで、三十二番、三十三番、三十八番、三十九番、四十番三、四十三番及び四十八番、尾上町池田字美サシ八百五十番一、八百五十番六十二、八百五十番六十五、八百五十番六十六及び八百五十番七十、字池田開拓千八百九十七番一、千八百九十七番六、千八百九十七番七、千八百九十七番九、千九百八番一、千九百八番四から千九百八番八まで、千九百二十八番一、二千八十三番二、二千九十番二及び二千九百七十四番八並びに字栄へ千四百九番一、千四百十七番二及び千四百二十二番並びに尾上町養田字養田開拓千六百三十九番五、千六百三十九番六、千六百三十九番八、千六百五十九番五

〔六 略〕

〔四十二・四十三 略〕

四十四 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の次の区域

〔1〕 略

(2) 湊字青岸坪千三百三十五番二、千三百三十六番一、千三百三十六番三、千三百三十六番十から千三百三十六番十三まで、千三百四十二番一、千三百四十二番三十七、千三百四十二番三十八、同番地に隣接する護岸、千三百四十二番五十から千三百四十二番五十二まで及び千三百四十二番六十八並びに字薬種畑坪千百十五番四、千百十五番二十二、千百十五番百三、千二百五十番一、千二百五十番二、千二百五十番六、千二百五十番七、千二百五十一番一、千二百五十二番一、千二百五十二番二、千二百五十二番五、千二百五十五番三、千二百五十八番一から千二百五十八番六まで、千二百五十八番八、千二百五十八番九、千二百五十九番二、千二百五十九番三、千二百八十番一から千二百八十番五まで、千二百八十番七から千二百八十番九まで、千三百三十四番、千三百三十四番二十一、千三百三十四番二十八のうち薬種畑棧橋以南、千三百三十四番三十、千三百三十四番三十一、千三百三十四番四十三、千三百三十四番六十四、千三百三十四番六十五及び千三百三十四番七十三、西浜字中川向ノ坪千六百六十番三百八十並びに字上川向ノ坪千四百四十三番及び千四百八十九番の区域

〔四十五〜四十七 略〕

四十八 水島臨海地区

岡山県倉敷市の次の区域

〔1〕 (3) 略

(4) 玉島乙島字高後沖七千四百七十一番地の三十五、七千四百七十一番地の四百四十七、七千四百七十一番地の五百二十二、七千四百七十一番地の五百二十三、七千四百七十一番地の五百三十四、七千四百七十二番地、七千四百七十二番地の一及び七千四百七十二番地の二並びに字新湊八千二百三十番地、八千二百三十番地の一、八千二百三十番地の三、八千二百三十番地の四、八千二百三十番地の七、八千二百三十番地の九、八千二百三十一番地、八千二百三十二番地の一、八千二百三十二番地の二、八千二百三十三番地の一、八千二百三十三番地の二、八千二百三十四番地の一、八千二百三十四番地の十一から八千二百三十四番地の三十まで、八千二百三十五番地の一、八千二百三十五番地の二、八千二百三十六番地の一、八千二百三十六番地の二、八千二百三十七番地の一、八千二百三十七番地の二、八千二百三十八番地の一、八千二百三十九番地の一、八千二百四十番地の一、八千二百四十番地の十二、八千二百四十一番地の一、八千二百四十一番地の十一から八千二百四十一番地の十三まで、八千二百四十二番地の一、八千二百四十二番地の七、八千二百四十三番地の十から八千二百四十三番地の十二まで、八千二百四十四番地の一、八千二百四十四番地の十二、八千二

千六百六十番、千六百六十一番一、千六百六十一番二、千六百六十三番六、千六百六十三番七、千六百八十二番一、千六百八十三番九、千六百八十三番十、千六百八十四番、千六百八十四番二及び千七百四番一の区域

〔六 同上〕

〔四十二・四十三 同上〕

四十四 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の次の区域

〔1〕 同上

(2) 湊字青岸坪千三百三十五番二、千三百三十六番一、千三百三十六番三、千三百三十六番十から千三百三十六番十三まで、千三百四十二番一、千三百四十二番三十七、千三百四十二番三十八、同番地に隣接する護岸、千三百四十二番五十から千三百四十二番五十二まで及び千三百四十二番六十八並びに字薬種畑坪千百十五番四、千百十五番百三、千二百五十番六、千二百五十番七、千二百五十一番一、千二百五十二番一、千二百五十二番二、千二百五十五番三、千二百五十八番一から千二百五十八番六まで、千二百五十八番八、千二百五十八番九、千二百五十九番二、千二百五十九番三、千二百八十番一から千二百八十番五まで、千二百八十番七から千二百八十番九まで、千三百三十四番、千三百三十四番二十一、千三百三十四番二十八のうち薬種畑棧橋以南、千三百三十四番三十、千三百三十四番三十一、千三百三十四番四十三、千三百三十四番六十四、千三百三十四番六十五及び千三百三十四番七十三、西浜字中川向ノ坪千六百六十番三百八十並びに字上川向ノ坪千四百四十三番及び千四百八十九番の区域

〔四十五〜四十七 同上〕

四十八 水島臨海地区

岡山県倉敷市の次の区域

〔1〕 (3) 同上

(4) 玉島乙島字高後沖七千四百七十一番地の三十五、七千四百七十一番地の四百四十七、七千四百七十一番地の五百二十二、七千四百七十一番地の五百二十三、七千四百七十一番地の五百三十四、七千四百七十二番地、七千四百七十二番地の一及び七千四百七十二番地の二並びに字新湊八千二百三十番地、八千二百三十番地の一、八千二百三十番地の三、八千二百三十番地の四、八千二百三十番地の七、八千二百三十番地の九、八千二百三十一番地、八千二百三十二番地の一、八千二百三十二番地の二、八千二百三十三番地の一、八千二百三十三番地の二、八千二百三十四番地の一、八千二百三十四番地の十一から八千二百三十四番地の三十まで、八千二百三十五番地の一、八千二百三十五番地の二、八千二百三十六番地の一、八千二百三十六番地の二、八千二百三十七番地の一、八千二百三十七番地の二、八千二百三十八番地の一、八千二百三十九番地の一、八千二百四十番地の一、八千二百四十番地の十二、八千二百四十一番地の一、八千二百四十一番地の十一から八千二百四十一番地の十三まで、八千二百四十二番地の一、八千二百四十二番地の七、八千二百四十三番地の十から八千二百四十三番地の十二まで、八千二百四十四番地の一、八千二百四十四番地の十二、八千二

百四十六番地の十から八千二百四十六番地の十二まで、八千二百四十九番地の十一から八千二百四十九番地の十三まで、八千二百五十一番地、八千二百五十二番地の一から八千二百五十二番地の十三まで、八千二百五十二番地の二十一から八千二百五十二番地の五十一まで、八千二百五十二番地の五十三から八千二百五十二番地の五十七まで、八千二百五十二番地の六十三、八千二百五十三番地の二及び八千二百五十三番地の十一の区域

〔5〕略

〔四十九〕五十一 略

五十二 岩国・大竹地区

〔イ・ロ〕略

ハ 山口県岩国市の次の区域

〔1〕・〔2〕略

〔削る〕

〔五十三〕略

五十四 周南地区

山口県周南市の次の区域

〔1〕・〔2〕略

(3) 古市一丁目四千四百九十四番地の三、四千四百九十五番地の一、四千四百九十五番地の二、四千四百九十六番地、四千四百九十七番地の二、四千四百九十九番地の二、四千五百三番地、四千五百二十番地の一、四千五百二十番地の二、四千五百二十一番地の一、四千五百二十四番地の一及び四千五百二十七番地の三並びに臨海町六番地の区域

〔4〕略

五十五 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

〔1〕略

(2) 大字小串字沖ノ山一番地の六、千九百五十九番地の六十八、千九百五十九番地の六十九、千九百五十九番地の七十二、千九百五十九番地の七十三、千九百七十二番地の三(宇部興産工業道路路本社助田線を除く。)、千九百七十八番地の一(宇部興産工業道路路本社助田線と本社沖の山線との交差点より南側の区域)、千九百七十八番地の二、千九百七十八番地の五から千九百七十八番地の七まで、千九百七十八番地の十から千九百七十八番地の十二まで、千九百七十八番地の十六、千九百七十八番地の十九、千九百七十八番地の二十五、千九百七十八番地の六十六から千九百七十八番地の七十まで、千九百七十八番地の七十二、千九百七十八番地の七十三、千九百七十八番地の七十六、千九百七十八番地の七十七、千九百七十八番地の七十九から千九百七十八番地の八十九まで、千九百七十八番地の九十三から千九百七十八番地の九十九まで、千九百七十八番地の百一、千九百七十八番地の百四、千九百七十九番地の九、千九百八十番地の八、千九百八十番地の

百四十六番地の十から八千二百四十六番地の十二まで、八千二百四十九番地の十一から八千二百四十九番地の十三まで、八千二百五十一番地、八千二百五十二番地の一から八千二百五十二番地の十三まで、八千二百五十二番地の二十一から八千二百五十二番地の五十一まで、八千二百五十二番地の五十三及び八千二百五十三番地の二の区域

〔5〕同上

〔四十九〕五十一 同上

五十二 岩国・大竹地区

〔イ・ロ〕同上

ハ 山口県岩国市の次の区域

〔1〕・〔2〕同上

〔3〕 灘町一番一、一番十八から一番二十まで、二千四百二番一及び二千四百二番二並びに藤生町一丁目千七百番の区域

〔五十三〕同上

五十四 周南地区

山口県周南市の次の区域

〔1〕・〔2〕同上

(3) 古市一丁目四千四百九十四番地の三、四千四百九十五番地、四千四百九十五番地の一、四千四百九十六番地、四千四百九十七番地の二、四千四百九十八番地の四、四千五百三番地、四千五百二十番地の一、四千五百二十番地の二、四千五百二十一番地の一、四千五百二十四番地の一、四千五百二十五番地の一、四千五百二十五番地の六、四千五百二十六番地、四千五百二十七番地の二及び四千五百三十二番地の十五並びに臨海町六番地の区域

〔4〕同上

五十五 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

〔1〕同上

(2) 大字小串字沖ノ山一番地の六、千九百五十九番地の六十八、千九百五十九番地の六十九、千九百五十九番地の七十二、千九百五十九番地の七十三、千九百七十二番地の三(宇部興産工業道路路本社助田線を除く。)、千九百七十八番地の一(宇部興産工業道路路本社助田線と本社沖の山線との交差点より南側の区域)、千九百七十八番地の二、千九百七十八番地の五から千九百七十八番地の七まで、千九百七十八番地の十から千九百七十八番地の十二まで、千九百七十八番地の十六、千九百七十八番地の十九、千九百七十八番地の二十五、千九百七十八番地の六十六から千九百七十八番地の七十三まで、千九百七十八番地の七十六、千九百七十八番地の七十七、千九百七十八番地の七十九から千九百七十八番地の八十九まで、千九百七十八番地の九十三から千九百七十八番地の九十九まで、千九百七十八番地の百一、千九百七十八番地の百四、千九百七十九番地の九、千九百八十番地の八、千九百八十番地の九、千九百八十番地の十一、千九百八十番地の十二、千

九、千九百八十番地の十一、千九百八十番地の十二、千九百八十番地の十七、千九百八十番地の十八、千九百八十番地の二十二、千九百八十番地の二十三、千九百八十番地の二十五から千九百八十番地の三十四まで、千九百八十五番地、千九百八十五番地の二から千九百八十五番地の四まで、千九百八十七番地の一、千九百八十七番地の二（宇部興産工業道路本社助田線を除く）、千九百八十七番地の五のうち宇部興産株式会社宇部ケミカル工場敷地、千九百八十七番地の七、千九百八十七番地の九から千九百八十七番地の十三まで、千九百八十七番地の十八から千九百八十七番地の二十一まで、千九百八十八番地の一、千九百八十八番地の二、千九百八十八番地の四、千九百八十八番地の六から千九百八十八番地の十一まで、千九百八十八番地の十三、千九百八十八番地の十六、千九百八十八番地の十七、千九百八十八番地の十九から千九百八十八番地の三十一まで、千九百八十九番地の一から千九百八十九番地の三まで、千九百九十番地、千九百九十一番地の一から千九百九十一番地の四まで、千九百九十二番地、千九百九十四番地の三、千九百九十五番地の四及び千九百九十七番地の一から千九百九十七番地の五までの区域

(3) 大字藤曲字昭和開作二千五百三十九番地の十九、二千五百三十九番地の二十、二千五百三十九番地の二十五、二千五百四十七番地の三、二千五百四十七番地の五、二千五百四十七番地の九から二千五百四十七番地の十二まで、二千五百四十八番地の二、二千五百四十八番地の三、二千五百四十八番地の五、二千五百四十八番地の六、二千五百七十五番地、二千五百七十五番地の五から二千五百七十五番地の十九まで、二千五百七十五番地の二十三から二千五百七十五番地の三十三まで、二千五百七十五番地の三十六、二千五百七十五番地の三十七、二千五百七十五番地の六十二から二千五百七十五番地の七十一まで、二千五百七十五番地の七十五、二千五百七十五番地の七十八、二千五百七十五番地の七十九、二千五百七十五番地の八十一、二千五百七十五番地の九十一から二千五百七十五番地の九十四まで、二千五百七十五番地の百九から二千五百七十五番地の百一十一まで及び二千五百七十五番地の百十四から二千五百七十五番地の百十八までの区域並びに当該区域に介在する道路及び護岸の区域

〔4〕略

〔口略〕

〔五十六く五十八 略〕

五十九 番の州地区

香川県坂出市の次の区域

〔1〕・〔2〕略

(3) 番の州町一番地の一から一番地の三まで、二番地、二番地の二、三番地から五番地まで、六番地の一、七番地の一から七番地の七まで、八番地の一から八番地の七まで、九番地、十番地の一から十番地の十四まで、十番地の十六から十番地の十八まで、十番地の二十一から十番地の四十八まで、十二番地の一から十二番地の十三まで、十三番地の一から十三番地の四まで、十五番地、十六番地の一、十六番地の二、十七番地の六、十九番地の一、十九番地の二、二十番地、二十一番地、二十二番地の一、二十二番地の三及び二十二番地の四の区域

九百八十番地の十七、千九百八十番地の十八、千九百八十番地の二十二、千九百八十番地の二十三、千九百八十番地の二十五から千九百八十番地の三十四まで、千九百八十五番地、千九百八十五番地の二から千九百八十五番地の四まで、千九百八十七番地の一、千九百八十七番地の二（宇部興産工業道路本社助田線を除く）、千九百八十七番地の五のうち宇部興産株式会社宇部ケミカル工場敷地、千九百八十七番地の七、千九百八十七番地の九から千九百八十七番地の十三まで、千九百八十七番地の十八から千九百八十七番地の二十一まで、千九百八十八番地の一、千九百八十八番地の二、千九百八十八番地の四、千九百八十八番地の六から千九百八十八番地の十一まで、千九百八十八番地の十三、千九百八十八番地の十六、千九百八十八番地の十七、千九百八十八番地の十九から千九百八十八番地の三十一まで、千九百八十九番地の一から千九百八十九番地の三まで、千九百九十番地、千九百九十一番地の一から千九百九十一番地の四まで、千九百九十二番地、千九百九十四番地の三、千九百九十五番地の四及び千九百九十七番地の一から千九百九十七番地の五までの区域

(3) 大字藤曲字昭和開作二千五百三十九番地の十九、二千五百三十九番地の二十、二千五百三十九番地の二十五、二千五百四十七番地の三、二千五百四十七番地の五、二千五百四十七番地の九から二千五百四十七番地の十二まで、二千五百四十八番地の二、二千五百四十八番地の三、二千五百四十八番地の五、二千五百四十八番地の六、二千五百七十五番地、二千五百七十五番地の五から二千五百七十五番地の十九まで、二千五百七十五番地の二十三から二千五百七十五番地の三十三まで、二千五百七十五番地の三十六、二千五百七十五番地の三十七、二千五百七十五番地の六十二から二千五百七十五番地の七十一まで、二千五百七十五番地の七十五、二千五百七十五番地の七十八、二千五百七十五番地の七十九、二千五百七十五番地の八十一、二千五百七十五番地の九十一から二千五百七十五番地の九十四まで、二千五百七十五番地の百九から二千五百七十五番地の百一十一まで、二千五百七十五番地の百十四及び二千五百七十五番地の百十五の区域並びに当該区域に介在する道路及び護岸の区域

〔4〕同上

〔口 同上〕

〔五十六く五十八 同上〕

五十九 番の州地区

香川県坂出市の次の区域

〔1〕・〔2〕同上

(3) 番の州町一番地の一から一番地の三まで、二番地、二番地の二、三番地から五番地まで、六番地の一、七番地の一から七番地の五まで、八番地の一から八番地の七まで、九番地、十番地の一から十番地の十四まで、十番地の十六から十番地の十八まで、十番地の二十一から十番地の四十八まで、十二番地の一から十二番地の十三まで、十三番地の一から十三番地の四まで、十五番地、十六番地の一、十六番地の二、十七番地の六、十九番地の一、十九番地の二、二十番地、二十一番地、二十二番地の一、二十二番地の三及び二十二番地の四の区域

<p>〔六十〕略</p> <p>〔六十〕七十 略</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔七十〕略</p> <p>〔七十〕の二 略</p> <p>〔七十二〕七十五 略</p>	<p>〔六十〕同上</p> <p>〔六十〕七十 同上</p> <p>〔七十〕川内地区</p> <p>鹿児島県薩摩川内市港町唐山六千百十番一、六千百十番百六十二、六千百十番百六十六、六千百十番百七十三から六千百十番百七十五まで、六千百十七番二、六千百十七番三、六千百十九番、六千百二十番一から六千百二十番十三まで、六千百二十番十八、六千百二十番十九、六千百二十一番、六千百二十一番一から六千百二十一番四まで、六千百二十一番六、六千百二十一番十及び六千百二十一番十一並びに京泊六千百八十五番三、六千百八十五番十四及び六千百八十五番十五の区域</p> <p>〔七十〕の二 同上</p> <p>〔七十〕の三 同上</p> <p>〔七十二〕七十五 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	